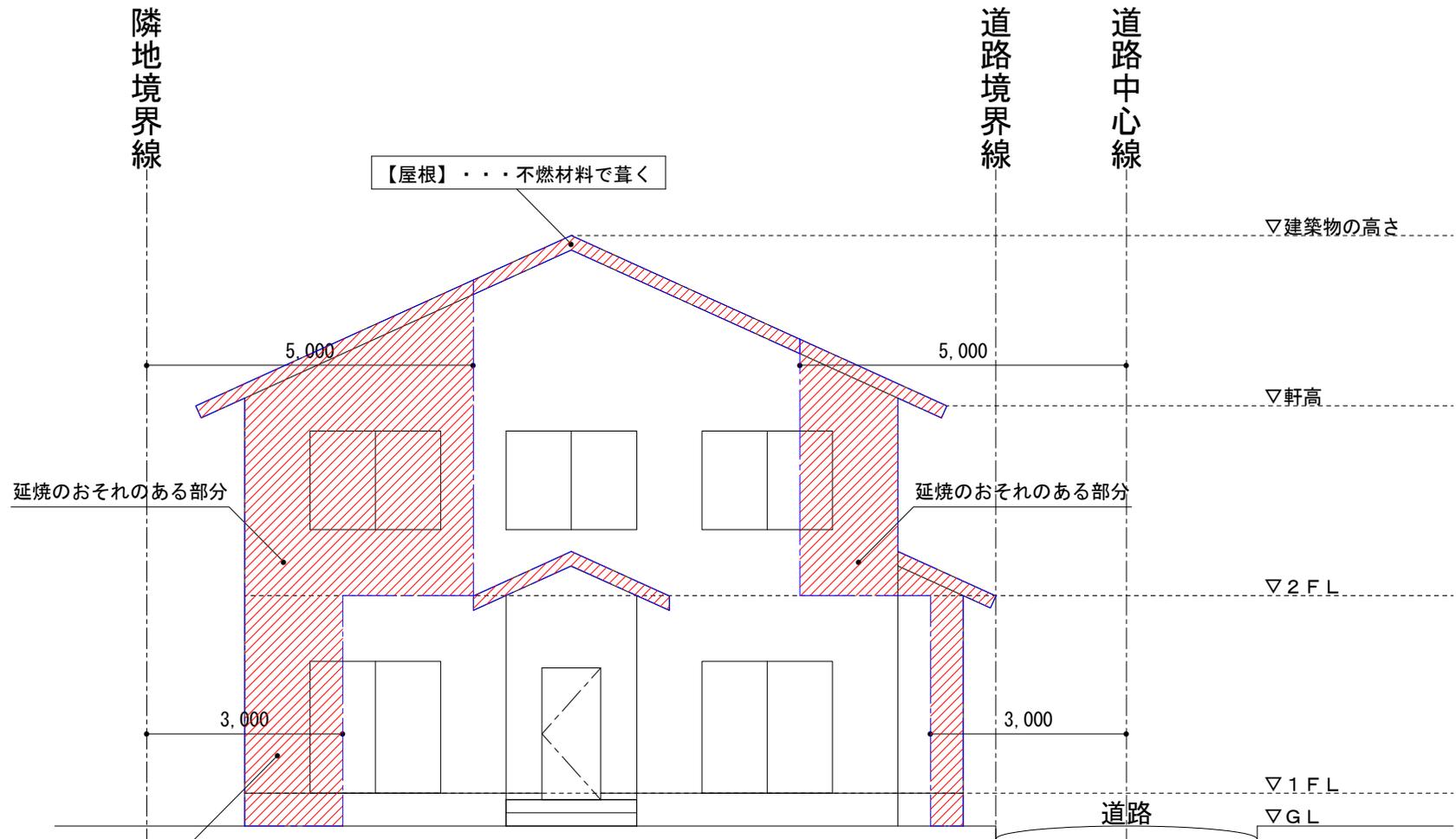


# 建築基準法 22条区域の規制について



【外壁】・・・「木造建築物等」は、その外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火性能に関して政令で定めた技術的基準に適合する土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものまたは国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

## 【木造建築物等である特殊建築物の外壁等】

次の各号の一に該当するものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- ① 学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット又は公衆浴場
- ② 自動車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの）
- ③ 百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院又は倉庫（階数が2であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの。）